令和４年度共同募金県域活動団体事業助成要領

１　はじめに

この助成事業は県民の皆さまからの善意の募金が財源となっています。申請される方はそのことを十分に理解し、適正な活用と助成を受けた場合は周知をお願いします。

２　助成の対象者

　　社会福祉協議会茨城県共同募金会助成規程（以下「助成規程」という）第２条に定める事業者のうち、県域で活動する社会福祉団体とします。

３　助成の対象事業

　（１）地域福祉を推進する事業。

　（２）全国及び関東ブロック単位の大会の当番県として行う事業。

　（３）その他、団体の目的達成のために必要があると認められる事業

４　助成対象外の事業

（１）団体組織を運営するための経費（人件費・食糧費を含む）

（２）大会や研修会等に参加するための旅費及び参加費

（３）他団体又は下部組織への助成事業に要する経費

（４）大会開催にあたり演芸等社会福祉と関係のない催し事に係る経費

（５）その他、助成対象経費として適当と認められない経費

５　助成基準等

|  |  |
| --- | --- |
| 助成額 | 事業費の内助成が適当と認められる範囲内の額。ただし、全国大会事業は２０万円以内、ブロック大会事業は１０万円以内とする。 |
| 助成率 | ７５％以内。ただし、茨城県共同募金会会長が特に必要と認めた場合はこの限りでない。 |

６　申請方法

（１）提出書類

　　共同募金（広域事業・大会事業）助成申請書【様式第１号】に次の書類を添付し

て申請してください。

　　〔添付書類〕

　　①　定款・会則等　　　　　　　　　②　前年度の事業報告書・決算書

　　③　当該年度の事業計画書・予算書　④　申請施設・団体のパンフレット

　　　（大会事業の場合は次の書類も添付してください）

　　⑤　印刷物・看板等作成の場合は見積書の写し

（２）申請書類の提出先及び提出部数

　　　直接茨城県共同募金会に申請書類を１部提出してください。

７　申請の制限

　　同一事業については継続申請をすることができますが、３年間を目安に事業評価

を行い事業の妥当性についての見直しを行います。

　８　助成の除外

　　　申請時前年度の決算において、次の条件に当てはまる場合は助成の対象から除外となります。

　（１）社会福祉法人の場合は、社会福祉充実残額のある法人。ただし、充実残高利用計画が既に法人内で承認されており、助成申請事業に優先して活用されることが妥当であると判断される場合を除きます。

　（２）ＮＰＯ法人等の場合は、申請事業の総額が、申請事業に充当できる資金から現

　　　在計画されている事業の総額及び必要な運動資金を除き得た額と申請事業の総額を比較して概ね１０％未満の法人等

　９　助成の内示・決定

　　　助成の交付を内定したときは、申請年の８月までに内示します。また、助成の決

定をしたときは翌年の４月までに助成決定通知【様式第２号】を送付します。

　　　なお、内示の段階では助成金額は決定していません。申請年度の共同募金運動の

実績額により改めて助成額の審査を行いますので、助成額が申請額より減額される

場合があります。予めご承知おきください。

１０　事業の変更

　　　助成決定後に事業を変更して実施しようとする場合は、実施前に必ず茨城県共同募金会へ相談してください。変更内容によっては、事業変更申請書【様式第３号】を提出していただく場合があります。

　　　また、相談をせず変更した場合は助成決定の取り消しになる場合があります。予めご承知おきください。

１１　事業報告・助成金の交付請求

　　　助成金の交付を受けようとするときは、原則として事業完了後に、共同募金事業完了報告書【様式第４号】とともに共同募金助成金交付請求書【様式第５号】に次の書類を添付して提出してください。

　　　また、概算払いを必要とする場合は、概算払い請求書【様式第６号】を提出し、

事業完了後に精算を行い、共同募金事業完了報告書【様式第４号】とともに共同募金助成金精算書【様式第７号】を提出してください。

　〔添付書類〕

　①　ありがとうメッセージ　　　　　②　契約書の写

　③　請求書及び領収書の写し　　　　④　助成事業について記載のある機関紙等

１２　助成金の交付

　　　助成金は、共同募金助成金交付請求書の内容が適正であることを確認のうえ、当該法人等の指定する口座に送金します。

１３　問い合わせ先

　　　社会福祉法人　茨城県共同募金会

　　　℡：029-241-1037　　e-mail：akutsu@akaihane-ibaraki.jp